

### 3 給付金関係

<b>国</b>	<b>持続化給付金 ※5月1日WEB受付開始</b>
<b>内容</b>	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するもの。
<b>給付額</b>	<b>法人は200万円、個人事業者は100万円</b> (ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。)
<b>支給対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%減少している。</li> <li>●中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。</li> <li>●NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となる。</li> </ul>
<b>申請方法</b>	5月1日よりWeb上での申請受付開始。順次完全予約制の申請支援窓口を設置。 ■持続化給付金申請HP URL → <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a>
<b>相談ダイヤル</b>	<b>持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570</b> 【IP電話専用回線】03-6831-0613 受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日曜日から金曜日)
<b>福岡県</b>	<b>福岡県持続化緊急支援金</b> (制度の具体的な内容や条件については検討中であり、詳細が決まり次第公表される。)
<b>内容</b>	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている福岡県内事業者の事業継続を幅広く支援するため、国の「持続化給付金」の対象とならない県内事業者の方に対して、支援金を給付するもの。
<b>給付額</b>	<b>法人は50万円、個人事業者は25万円</b>
<b>支給対象</b>	●新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している。
<b>申請方法</b>	—
<b>相談ダイヤル</b>	県相談窓口(中小企業、小規模事業者向け) 0120-567-179(平日・土日祝 9:00~17:00)
<b>福岡市</b>	<b>緊急事態宣言に伴う事業継続に向けた店舗への家賃支援</b> (制度の具体的な内容や条件については検討中であり、詳細が決まり次第公表される。)
<b>内容</b>	緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業した飲食店などの店舗の家賃の8割、上限50万円を支給するもの。
<b>給付額</b>	<b>1か月分の家賃の8割(上限50万円) [1回のみ]</b>
<b>対象期間</b>	緊急事態宣言の4月7日から5月6日
<b>支給対象</b>	福岡県の協力要請を受けて、概ね15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店など(中小企業・小規模事業者) 福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」、「基本的に休止を要請しない施設のうち食事提供施設(※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請)」
<b>申請方法</b>	—
<b>相談ダイヤル</b>	店舗への家賃支援お問い合わせダイヤル 092-401-0019(受付時間 平日9:00-18:00)